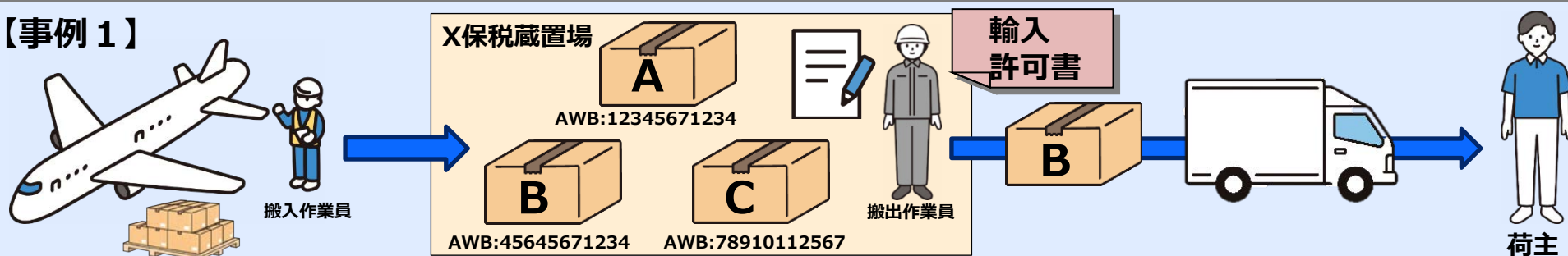


～搬出時の確認義務に係る非違～

保稅地域において貨物を管理する者は、その管理する**外国貨物**（信書及び輸出の許可を受けた貨物を除く。）又は**輸入の許可を受けた貨物をその保稅地域から出そうとする場合**には、これらの貨物を保稅地域から出すことにつき必要とされる**この法律の規定による許可、承認又は届出があることを確認**しなければなりません。（関稅法第34条の2）

【事例1】

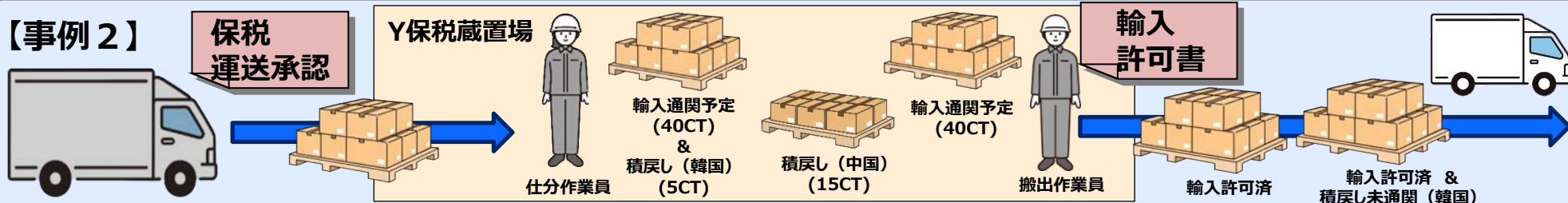


① X保稅蔵置場の搬入作業員は、航空機から取り卸された貨物の搬入作業を行った。

② その後、通關業者から、貨物Aについて輸入許可済みであるため、至急荷主へ配送するよう連絡があった。これを受け、搬出作業員は当該貨物の搬出作業を行ったが、この際、AWB番号の下4桁のみを確認し、本来実施すべき書類と貨物の対査確認を十分に行わないまま搬出した。

③ 後日、荷主から倉主に対し「異なる貨物が到着している」との連絡があり、確認したところ、別の貨物を誤って搬出していたことが判明した。

【事例2】



① Y保稅蔵置場において、保稅運送貨物100CTが到着した。

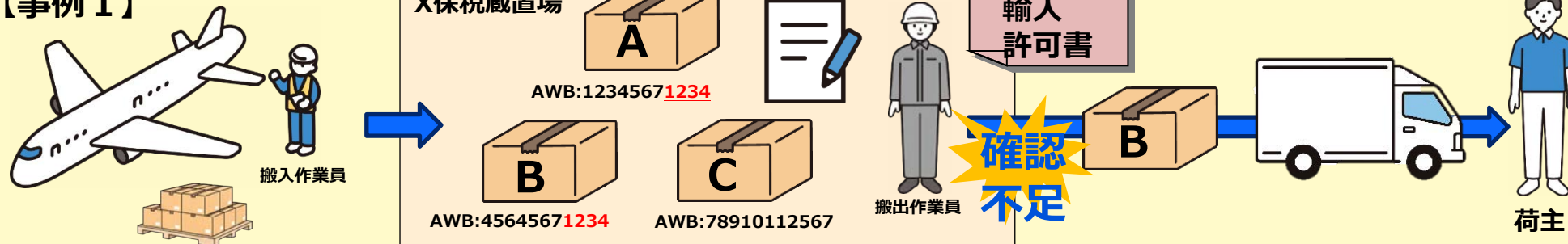
② 搬入後、80CTは輸入通関、15CTは中国向け積戻し、5CTは韓国向けに積戻しするために仕分作業を実施した。この際、韓国向け5箱の仕分けを忘れてしまい、輸入通関予定貨物と同一パレットに混在したまま蔵置した。

③ 翌日、輸入通関予定貨物は輸入許可となり搬出作業を行ったが、搬出時の書類と貨物の対査確認が不十分であったため、韓国向け5CTを混在させたまま搬出した。



～搬出時の確認義務に係る非違～

【事例 1】



非違内容 (根拠法令) : 基礎点数

- ・ 搬出時の確認義務違反 (関税法第34条の2) : 3点
- ・ 記帳義務違反 (関税法第34条) : 2点

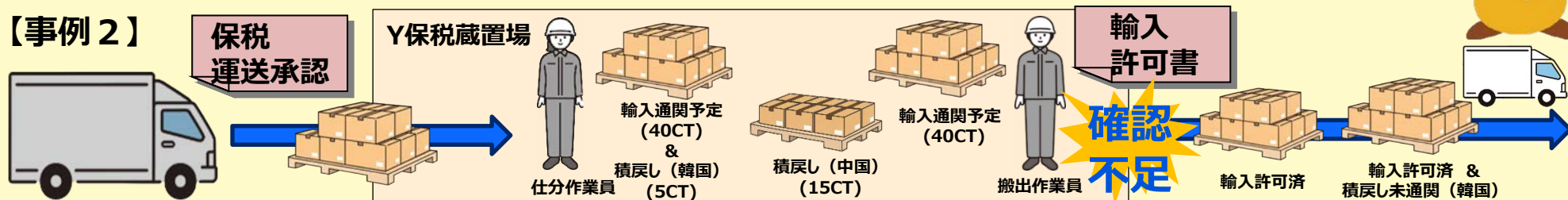
※一つの非違行為が複数の規定に違反する場合は、基礎点数の高い方により算出する

非違に繋がった原因の一例:

- ・ 搬出手順 (保稅業務規則) のルールが徹底されていなかった
- ・ 搬出時のダブルチェック体制がなく、単独判断で作業が行われた
- ・ 「急ぎ作業」により確認方法が不適切であった

確認した
“つもり”が
一番キケン!

【事例 2】



非違内容 (根拠法令) : 基礎点数

- ・ 搬出時の確認義務違反 (関税法第34条の2) : 3点
- ・ 記帳義務違反 (関税法第34条) : 2点

※一つの非違行為が複数の規定に違反する場合は、基礎点数の高い方により算出する

非違に繋がった原因の一例:

- ・ 搬出時の貨物と書類の対査確認が不十分だった
- ・ 仕分け作業が正しく行われたことを十分に確認せずに記帳を行った
- ・ 搬出時のダブルチェック体制がなく、単独判断で作業が行われた

このような対策が考えられます

- ・ 作業手順の見直し及びチェック体制 (ダブルチェック等) の構築
- ・ 保稅手続に関する定期的な教育・研修の実施 (現場作業員含む)

「搬出時の確認
義務」の詳細は、
[保稅Tips Vol.9](#)
も確認してね!

